

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 17-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び法施行令第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 政策体系に掲げる政策について、成果目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、成果目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合について実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成25年度経済産業省事後評価実施計画（平成25年6月26日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：全政策（「経済成長」「対外経済政策」「資源エネルギー・環境政策」「取引・経営の安心」「生命・身体の安全」）を対象 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局長等は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 17-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の 内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：53件 (租税特別措置等) 〔表 17-3-ア〕	実施することが 妥当	53 評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った	
	事業評価方式：21件 (規制) 〔表 17-3-イ〕	規制の新設・ 改廃は妥当	21 評価結果を踏まえ、規制の新設又 は改廃を行うこととした	
	事業評価方式：3件 (公共事業) 〔表 17-3-ウ〕	実施すること が妥当	3 評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 3件)	
	事業評価方式：69件 (研究開発事業) 〔表 17-3-エ〕	実施すること が妥当	69 評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 69件)	
事後評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：5件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 17-3-オ〕	事業の一部改 善・見直しを 行った上で、 引き続き実施 することが妥 当	5 評価結果を踏まえ、評価対象施策 の改善・見直しを行った 【改善・見直し】
				政策の重点化等
	事業評価方式：9件 (公共事業) 〔表 17-3-カ〕	事業の継続が 妥当	9 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—

表 17-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 53 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 4 月 25 日及び 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
	1 経済成長
1	経済活性化のための税制措置の検討（国内への設備投資を後押しするための税制措置、中小企業の交際費課税の特例の拡充、企業による雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置）
2	生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設
3	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設
4	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設
5	車体課税の抜本的見直し
6	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
7	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
8	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
9	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
10	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設
11	創業支援事業計画（仮称）認定地域における登録免許税の軽減措置の創設
12	アジア拠点化のための税制措置の延長
13	特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（苛性ソーダ製造のための自家発電用石炭）
14	産業競争力強化法（仮称）に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設
15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
16	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長
17	研究開発法人への寄附に係る税制措置
18	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
19	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置
20	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長
21	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和
22	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長
23	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充
24	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充
25	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充
26	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充
27	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
28	所得拡大促進税制の見直し
29	中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し
	2 対外経済政策
—	アジア拠点化のための税制措置の延長（再掲）
	3 資源エネルギー・環境政策
30	海外投資等損失準備金の延長
31	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設
—	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等（再掲）

—	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税（再掲）
—	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（再掲）
32	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
33	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
34	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
35	原子力発電施設解体準備金の見直し
36	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充
37	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
38	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
39	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
40	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長
41	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設
	4 取引・経営の安心
42	企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置
43	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長
44	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備
45	中心市街地活性化のための税制措置の創設（国税）
46	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長
47	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設
48	中小企業投資促進税制の拡充
49	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
50	中心市街地活性化のための税制措置の創設（地方税）
51	中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）（うち保険会社等の異常危険準備金）
	5 生命・身体の安全
52	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長
	（法律改正に伴う所要の措置）
53	鉱区税のみなし期間に関する措置

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表17-4-(1)参照。

（2）規制の新設又は改廃に係る以下の9政策（21件）を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月11日、7月30日、7月31日、10月21日、12月24日、26年1月15日、2月27日、3月10日及び3月13日に「規制の事前評価書」として公表。

表17-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	電気事業法の一部を改正する法律（3件）、電気事業法等の一部を改正する法律案（10件）
2	国際的な枠組みにおける合意に基づく輸出規制対象範囲の改正等
3	計量単位令の一部改正
4	エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の追加を行う規制
5	熱損失防止性能の向上を義務付ける対象建築材料の指定を行う規制
6	製造、使用、輸入を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定を行う規制
7	弁理士又は特許業務法人ではない者に対する業務制限の見直し
8	弁理士が取り扱う事件に関する業務制限の見直し
9	航空機製造事業法に係る無人機の規制閾値の見直し

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html）の表17-4-(2)参照。

- (3) 平成 26 年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業 3 事業について事前評価を実施し、その結果を 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 17-3-ウ 工業用水道事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（3 事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 17-4-(3) 参照。

- (4) 平成 26 年度予算概算要求に当たり、以下の研究開発事業について事前評価を実施し、その結果を 25 年 4 月 25 日及び 8 月 30 日に「平成 25 年度事前評価書（個別事業評価書）」として公表。

表 17-3-エ 研究開発事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	先進空力設計等研究開発
2	国際研究開発・実証プロジェクト
3	超高分解能合成開口レーダの小型化技術の研究開発
4	メタンハイドレート開発促進事業
5	ハイパースペクトルセンサ等の研究開発
6	重質油等高度対応処理技術開発事業
7	二酸化炭素削減技術実証試験事業
8	先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金
9	環境調和型製鉄プロセス技術開発
10	革新型太陽電池研究開発事業
11	洋上風力発電等技術研究開発
12	新エネルギーベンチャー技術革新事業
13	太陽光発電システム次世代高性能技術の開発
14	革新型蓄電池先端科学基礎研究事業
15	戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業
16	固体高分子形燃料電池実用化推進技術開発事業
17	戦略的省エネルギー技術革新プログラム
18	次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金
19	次世代エネルギー技術実証事業費補助金
20	海洋エネルギー技術研究開発事業
21	国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業
22	リチウムイオン電池応用・実用化先端技術開発事業
23	クリーンコール技術開発
24	石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金
25	高効率ガスタービン技術実証事業費補助金
26	次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料技術開発
27	革新的製造プロセス技術開発（ミニマルファブ）
28	地層処分技術調査等委託費
29	発電用原子炉等安全対策高度化技術基盤整備委託費
30	発電用原子炉等安全対策高度化技術開発費補助金
31	革新的触媒による化学品製造プロセス技術開発プロジェクト（ME T I 直執行分）
32	三次元造形技術を核としたものづくり革命プログラム
33	研究開発型ベンチャー支援事業
34	インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト

35	次世代高度運転支援システム研究開発・実証プロジェクト
36	次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業
37	再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業
38	未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業
39	再生可能エネルギー貯蔵・輸送等技術開発
40	革新的新構造材料等技術開発
41	未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究の開発
42	革新的低消費電力型インタラクティブディスプレイプロジェクト
43	次世代型超低消費電力デバイス開発プロジェクト
44	再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金
45	地熱発電技術研究開発事業(NEDO分)
46	地熱発電技術研究開発事業(JOGMEC分)
47	風力発電高度実用化研究開発事業
48	太陽光発電多用途実証事業
49	バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業
50	水素利用技術研究開発事業
51	超低消費電力型光エレクトロニクス実装システム技術開発(NEDO交付金)
52	新エネルギー系統対策蓄電システム技術開発事業
53	再生可能エネルギー余剰電力対策技術高度化事業
54	革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクト
55	次世代パワーエレクトロニクス技術開発プロジェクト
56	次世代スマートデバイス開発プロジェクト
57	高速炉等技術開発委託費
58	発電用原子炉等廃炉・安全技術開発費補助金
59	発電用原子炉等廃炉・安全技術基盤整備委託費
60	エネルギー・環境新技術先導プログラム
61	ナノ炭素材料実用化プロジェクト
62	高温超電導技術を用いた高効率送電システムの実証事業
63	日米等エネルギー技術開発協力事業
64	固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発事業
65	セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業
66	太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発事業
67	再生可能エネルギー熱利用技術開発事業
68	ロボット介護機器開発・導入促進事業
69	社会課題対応センサーシステム開発プロジェクト

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表17-4-(4)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の5政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成25年度経済産業省事後評価書」として公表。

表17-3-オ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	経済成長	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
2	対外経済政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、	改善・見直し

		引き続き実施することが妥当	
3	資源エネルギー・環境政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
4	取引・経営の安心	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
5	生命・身体の安全	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表17-4-(5)参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業について事後評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

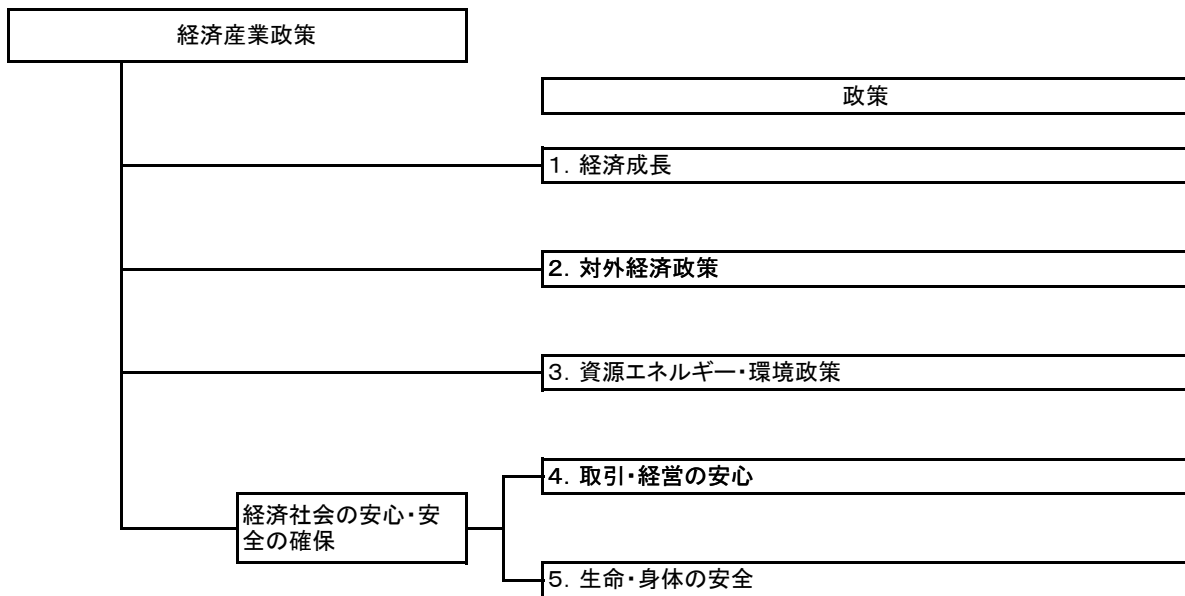
表 17-3-カ 工業用水道事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（9事業）	事業の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表17-4-(6)参照。

政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ(http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/seisaku_01.pdf)参照。